

○ 都市計画法第53条に基づく許可申請について

都市計画施設等の区域において建築物の建築をする場合、日光市の許可が必要です。

	必要書類、添付図書等一覧	チェック欄
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 許可申請書(様式1)</li> <li>■ 位置図(付近見取図)</li> <li>■ 建物の位置を示した図面(配置図) ※都市計画施設等の区域を表示する。縮尺1/500以上</li> <li>■ 2面以上の建築物の断面図(正面図・側面図) ※縮尺1/200以上</li> <li>■ 建築物の平面図・立面図</li> <li>■ 伏図(※鉄骨造の場合)</li> <li>■ その他(確約書)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>許可基準に該当するか</li> <li><input type="checkbox"/>位置が明確か</li> <li><input type="checkbox"/>都市計画施設の区域、方角、建物の位置が明確か</li> <li><input type="checkbox"/>添付されているか</li> <li><input type="checkbox"/>添付されているか</li> <li><input type="checkbox"/>鉄骨造であれば必要</li> <li><input type="checkbox"/>添付されているか</li> </ul>
申請書	別添(様式1)	
提出部数	<u>2部</u> (正本1部、副本1部)	
提出先	日光市建設部 都市計画課 都市計画係	TEL:0288-21-5102

<許可者>

市決定の都市計画施設及び、県決定の都市計画施設についても市の許可になります。

<許可基準(法第54条)>

都市計画法上適合するものであって、地下のない2階建て、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造(それ以外は確認必要)の建築物が対象となります。

<許可・通知>

許可者については先述のとおりですが、その中でも状況により許可(不許可)と通知の2種類があります。

(許可) ⇒⇒⇒都市計画施設区域等に建築物がかかっている場合

(通知) ⇒⇒⇒都市計画施設区域等に敷地のみがかかっている場合

<処理期間>

おおよそ1週間程度が目安です。

<申請方法・時期>

直接、日光市建設部都市計画課に申請してください。

申請の時期は建築確認申請を行う前、または同時です。